

「小須戸町史」へんさん専門委員会成立
 八月十二日
 初会合・町内巡見
 全廿一・廿二・廿三日 新発田藩史料調査

専門委員会設立の趣旨

町史は短時日と小人数で決まることが多い。町史の刊行を準備しているが、このたびさらに充実をはかるため、去る八月十二日左記の集と調査探究が先決で、記述委員会を設立して発足した。由來地方史刊行に、先ず美三十七年度完成を目標に、

「小須戸町史」調査・編集体制

1. へんさん委員会 (資料収集・調査協力)
 - ・ 昨年度発足 氏名省略
2. 専門委員会
 - ・ 編集委員会 (調査・執筆・編集)
 - 委員 溝口敏磨 (統括・時代別は主たる担当)
 - 委員 古代牛世 阿部 洋輔 (中条工業高等学校教諭)
 - 近 世 清水 淳 (新潟県立図書館司書)
 - 近 世 齋藤 賢次 (新潟市木戸中学校教諭)
 - 近 世 佐藤 賢次 (加茂暁星高等学校教諭)
 - 近 世 伊藤 充村 (松東小学校教諭)
 - 近現代 溝口 敏磨 (新潟大学助教)
 - 木村 宗文 (村松高校教諭)
 - 山名 正平 (小須戸町史へんさん室嘱託)
 - 民 俗 齋藤 義信 (新潟高等学校教諭)
 - ・ 特別執筆員 本井 晴信 (新潟県美術博物館 学芸員)
 - ・ 調査協力員 今後逐次、町内外より委嘱

農業者年金

後継者加入の特別納付のすすめ

【特別納付の要件】

農業者年金の後継者加入とは、50以上の農業経営主の後継者(経営主の直系ひ属の一人で経営主の指定を受けた者)で、現に農業に従事しており、国民年金の被保険者であって満60才までに二〇年間保険料を納付できる人が加入できることとなっております。が、農業後継者で将来も農業経営者として見込まれる人で、今までの間に加入資格を喪失した人は、次の要件を満たしておれば特例として加入することができます。

区分	基準日
大正8年7月3日から大正9年1月1日までの間に生まれた者	昭和49年7月1日
大正 9.1.2.~昭和11.1.1	◇ 50. 1. 1
昭和 11.1.2.~◇ 12.1.1	◇ 51. 1. 1
◇ 12.1.2.~◇ 13.1.1	◇ 52. 1. 1
◇ 13.1.2.~◇ 14.1.1	◇ 53. 1. 1
◇ 14.1.2.~◇ 15.1.1	◇ 54. 1. 1

① 特定農業者(50以上、名義人)の後継者(直系ひ属の一人)であったこと。
 ② 基準日まで引き続き三年以上耕作に従事していたこと。
 ③ 申出日に次の要件を有していること。
 ④ 国民年金の被保険者であること。
 ⑤ 満60才未満であること。
 ⑥ 申出日に特定農業者が農業の事業を行っている場合は、次の(イ)とし、その他は(ロ)とする。
 (イ) 申出者が特定農業者の直系ひ属であり、その事業の後継者として指定された一人であること。
 (ロ) 申出者が基準日に特定農業者の用供していた特定農業者の節減に努め最少限の改訂額にしたいとおもっており、消費者に対するガス料金の値上げも止むを得ないも、認可申請書の提出に際しお知らせします。

ガス料金

12月に値上げ実施

原ガスの値上げについて、四月号町だよりで掲載しておりますが、このたびガスの特先である石油資源開発、一立方センチ当り三二円を十月一日から一〇円アップの四二円に改訂したいとの申し出に対して折衝をしましたが、その結果、改訂実施時を十二月二十日と

のとして、九月中旬に東京通商産業局長にガス料金の改訂認可申請書を提出する予定で改訂額については、極力諸

近世が中心で難問

委員の各位は、中央及び県史の中心的な研究者であるが、三年の時日は短く、関係史料の不足が先ず敷かれる。ことに何れの地方史でも近世(徳川時代)が中心で、この点本



写真 八月十二日民俗資料館を見学

千載一遇の好機

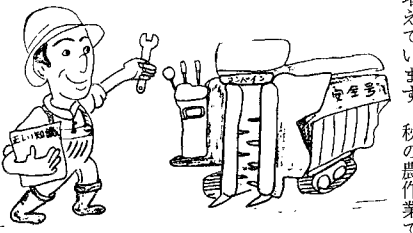
地方史は親しみやすく、郷土性豊かなことが必要であることは各委員よく知っている。今後は各時代別にもちろん民俗・考古ともよく町民に密着協力し、今までの無かった「小須戸町史」の定本が立派に完成すること、期を待たされた。

小須戸が本署・分署が新津・村松

天皇、村を行く。明治十一年九月二十一日午前供奉するは右大臣岩倉具視参議大隈重信・井上馨等々中央官吏約五〇名、県官数多、金津村を経て、今も残る矢代田正面より左側のあの旧道を下ってこれ本多丹吾邸に御小休。所謂明治天皇北陸御巡幸である。この際、新潟県庁御着警署七等警部清水広博。場所は相氏によれば、分署時は現本町一の砂井時計店の場所と目される。明治十三年「新潟県治概表」には、分署は借地借家と記されている。右がまさに、満百年前の明治十一年時の様相であったが翌十二年那区町村制が施行され、中浦原郡役所・警察本署を新津に設置、村松、小須戸、白根、亀田、沼垂に分署を置き清水警部へ新潟本署へ転じた。なお「中浦原郡誌」によると、明治初年中核地小須戸の戸数は、八〇〇戸、人口四八〇〇名となっているが、昭和五四年四月現在この範囲の世帯数は、一〇六八、人口四四六四名で、いろいろのことをわねわれに考えさせる。

秋の農作業の安全に心がけましょう

農業の機械化、施設化は作業の省力化の要請と相まって増加が著しい現状であります。これら農業機械の普及の増加に伴って農作業事故が増えています。秋の農作業で



稲わらは焼却しない
 で土に還元を!!
 兼業の深化、労働力の不足加えて、機械化収穫作業の急速な普及など、堆きゅう肥等有機物の土壌への還元が行なわれにくい状態に年々迫り、稲わらの焼却が増加し

水稲損害評価日程表

回	評価日	備考
第1回	9月3日	主として早生種
第2回	9月12日	中生種
第3回	9月19日	晩生種

この後は実施しない予定です

今年産水稲の損害評価を次の日程で実施します。
 三〇%以上の被害があるとおもわれる水田には、所有者名・面積・地番・品種・被害名など必要事項を記入した紙札(地上一・五枚)を立てて標示してください。
 損害評価野帳(申告用紙)は、各地区の農家組合長宅にありますから、該当する方は評価日の前日の午前七時までに農家組合長宅に提出してください。
 損害評価を申告した水田は町の評価日の二日後に農業共済連合会から抽出調査が実施されますので、その後に刈取ってください。

農業 水稲損害 共済 評価日程

町史だより
 小須戸町史へんさん室